

## 俱知安町児童館・放課後児童クラブ運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領

俱知安町児童館・放課後児童クラブ運営業務の内容及び同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件並びに審査等の内容については、次のとおりとする。

### 第1 目的

本業務は、俱知安町児童館・放課後児童クラブの運営に当たり、民間事業者が有する知識や経験、人材の活用により、良質で魅力的なサービスを提供するとともに、支援員の雇用・配置調整や労務管理、各児童館・児童クラブとの調整業務等の削減により、事務の効率化を図ることを目的とする。

また、この実施要領は、本町にとって最も優れた提案を行う事業者を公募型プロポーザル方式(以下、「本プロポーザル」という。)により選定するために、必要な事項を定めるものである。

### 第2 業務の概要

1 業務名 俱知安町児童館・放課後児童クラブ運営業務委託

2 業務内容

(1) 別紙「俱知安町児童館・放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間 令和8年10月1日から令和11年3月31日まで

受託者は契約締結日から令和8年9月30日までの期間を準備期間とし、備品や施設等の確認、職員の確保や指揮命令系統の確立を行い、発注者から業務引継ぎ等を受けるものとする。なお、当該準備期間に関する経費は、受託者が負担することとする。

4 事業費（見積上限額）

見積上限額は合計で242,340千円（消費税非課税）とし、各年度における上限額は以下のとおりとする。

令和8年度 46,248千円

令和9年度 96,120千円

令和10年度 99,972千円

※本業務は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当。

### 第3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は次のすべての要件を満たしていること。

(1) 市町村税に滞納がないこと。

(2) 消費税及び地方消費税に未納がないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。

- ①会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
- ②民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (5) 現に、倶知安町建設工事等競争入札の参加資格に関する手続要綱（平成13年倶知安町要綱第19号）その他の法令の規定による指名停止を受けていないこと。この場合において国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、この資格はないものとする。
- (6) 倶知安町競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されたものであること。（随時申請可能）なお、共同企業体による参加は認めない。
- (7) 北海道内に本店または支店、若しくは営業所等を有していること。
- (8) 過去3年以内に北海道内で放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の運営業務を履行した実績を有していること。

#### 第4 全体スケジュール

事業者選定までのスケジュールは、以下のとおりとする。

内容	日程・期限
要領等の公表期間	令和8年4月7日（火）～令和8年4月17日（金）
参加表明書の提出	令和8年4月7日（火）～令和8年4月17日（金）
質問書の提出	令和8年4月7日（火）～令和8年4月22日（水）正午まで
質問の回答	令和8年5月1日（金）
企画提案書の提出	令和8年5月15日（金）正午まで
プレゼンテーション	令和8年5月28日（木）予定 ※詳細日時及び場所は参加者に後日連絡します。
選考結果通知の送付	令和8年6月上旬（予定）
契約手続き	令和8年6月中旬（予定）

#### 第5 参加表明手続

##### 1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（別記様式第1号(第12条関係)）
- イ 業務実績調書（様式2）
- ウ 誓約書（様式3）

(2) 提出期限：令和8年4月7日（火）～令和8年4月17日（金）午後5時30分まで

(3) 提出場所：第12に同じ

(4) 提出方法：持参又は郵送による。（郵送の場合は提出期限に必着とする。）

※持参の場合の受付期間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前8時45分から午後5時30分までとする。郵送の場合は、受付期間内に必着させるとともに、配達記録が残る方法を利用するものとする。

## 第6 質疑応答

本プロポーザルに関する質問書の受付及び回答は、以下のとおりとする。

(1) 受付期間

令和8年4月22日（水）の正午まで

(2) 質問方法

質問書（様式4）に質問内容を記載をし、電話連絡の上、電子メールにて提出をすること。  
なお、電話による質問の受付は行わない。

(3) 質問への回答

質問への回答は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者すべてに対し、電子メールにより回答するものとする。また、当該回答内容は倶知安町ホームページ上に公表する。

## 第7 企画提案書及び見積書の提出について

参加申込をした者は次のとおり受付期間内に企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年5月15日（金）正午まで ※期限内必着

(2) 提出書類

ア 企画提案書（様式5）

イ 企画提案書本編

①別添仕様書及び本要領第8の(3)に示す審査基準の内容に従い、下記の内容を提案書の中で記載し作成すること。

- ・導入スケジュール及び業務実施体制
- ・独自提案（本町の仕様書に定める事項にない有用な提案があれば記載すること）

②A4版で30ページ以内（表紙及び目次を含まない）とし、ページの通し番号を付すこと。  
なお、提出はPDFデータで提出すること。

③文字サイズは10.5ポイント以上とし、文書の補完のために、写真、イラスト等を用いることも可とする。

④企画提案書は一企画提案者につき1つ限りとする。

⑤企画提案書の提出期限後の訂正、追加、差替え及び再提出は認めない。

ウ 見積書（任意様式）

各年度業務における見積額とその内訳

(3) 提出先及び提出方法

第 12 に記載の事務局に正本を 1 部と副本（正本のコピー）7 部を郵送又は持参かつ、電話連絡の上電子メールにてデータを送付すること。

第 8 審査及び選定について

(1) 審査体制

俱知安町職員で構成する審査会が、(3) の審査基準に掲げる評価項目に従って審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者を選定する。

(2) プレゼンテーション及び質疑

プレゼンテーション及び質疑は、以下のとおり実施する。

ア プレゼンテーション

企画提案書を基に行うこと。

必要な機材については、参加者が用意するものとする。

※プロジェクター、スクリーンは用意しています。

イ 実施日時

実施日：令和 8 年 5 月 2 8 日（木）予定

※詳細日時及び場所は参加者に後日連絡します。

ウ 実施方法及びタイムスケジュール

プレゼンテーションの所要時間は、1 参加者あたり 35 分以内とする。

（準備・片付け 5 分以内、説明 20 分内、質疑応答 10 分以内）

エ 注意事項

- ・プレゼンテーションの開催は 1 回を予定しているが、参加者が多数となった場合は、プレゼンテーションを複数日に行うことや、開催日時を変更することがある。
- ・各参加者のプレゼンテーションの順番は、参加表明書の提出順とする。
- ・プレゼンテーションでは、主要な内容やアピールポイントなどを簡潔に説明すること。
- ・プレゼンテーションへの出席人数は最大 4 名までとする。
- ・参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・指定時間に遅れた場合は、審査対象としない。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。

オ 審査結果通知

審査結果は、参加者全員に文書により通知し、俱知安町ホームページに掲載することとする。なお、審査結果及び選考の経過についての問合せ、異議申し立てには応じない。

(3) 審査基準

審査の評価項目及び基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価基準
------	------

1. 業務履行の安定性	①経営の安定性 ②業務履行実績 ③職員配置 ④職員の質の向上
2. 企画提案の内容	①基本理念及び運営方針 ②年間事業計画 ③児童との関わり方 ④保護者との関わり方 ⑤特別に配慮の必要な児童の受け入れと対応 ⑥児童の健康管理及び事故の防止 ⑦災害や不審者等への対応 ⑧学校、地域及び関係機関等との連携 ⑨その他自由提案
3. セキュリティ対策及び個人情報保護	セキュリティ対策及び個人情報の保護に配慮した運営体制
4. プレゼンテーション内容	信頼性、実現性、取り組み姿勢、解りやすさ
5. 見積額	

#### 第9 参加者の失格について

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ①「第3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- ②提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- ③提出書類に虚偽があった場合
- ④契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ⑤参加者が個別に審査会の委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑥提案者がプレゼンテーションに出席しない場合
- ⑦その他、審査会で本事業の遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合

#### 第10 契約の締結

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者(次点)と協議できるものとする。

#### 第11 その他

- (1) 提案書の作成・提出及びヒアリング出席等、審査参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

- (2) 提出された提案書等は、受託者の選定以外には使用しない。
- (3) 提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とする。
- (5) 本業務に関して、提案者が1者のみの場合であっても、審査会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (6) 提案書は、俱知安町情報公開条例（平成11年町条例第19号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第9条各号の不開示情報を除き、開示の対象とする。ただし提案書の提出及び審査期間中は、同条例第9条第4号の規定により、開示の対象としない。
- (7) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとする。また、本プロポーザルへの関わりがなくなった時点で、俱知安町から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄すること。

## 第12 事務局（提出先）

〒044-0001

虻田郡俱知安町北1条東3丁目3番地

俱知安町こども未来課こども支援係 担当：辺見

電話：0136-55-6116（直通）

電子メール：kodomoshien@town.kutchan.lg.jp